琉球大学学術リポジトリ

第一次尖閣列島保全運動について

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2007-11-11
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 赤嶺, 守, Akamine, Mamoru
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2373

第一次尖閣列島保全運動について

赤嶺　守

はじめに

中国大陸から東シナ海へ延長する水深200メートル以下の広大な大陸棚の東側の最先端に位置する尖閣列島は八重山群島の北方約150キロの海域にあり、北緯25度44分から北緯25度56分、東経123度28分から東経124度34分にかけて点在する魚釣島、久場島（黄尾嶼）、北小島、南小島、及び大正島（赤尾嶼）の５島と沖の北岩、沖の南岩、飛瀬の３つの岩礁からなりたっている。

尖閣列島の日本領土編入は日清戦争の戦時下（1895年１月）という特殊な状況の中で行われ、翌年４月１日の勅令13号による郡制の施行により、政府は沖縄県を島尻・中頭・国頭・宮古・八重山の５郡とし、尖閣列島を八重山郡に編入することによって国内法上の措置を完了している。八重山郡への編入直後、これらの無人の島々を探検し本格的な開拓事業を試みようとしていた古賀辰四郎によって魚釣島・久場島・北小島・南小島の国有地借用願いが出され、1896年（明治29）９月、政府は期間30年の無料貸与を許可している。以後、古賀氏は尖閣列島の開拓につとめ、家屋・貯水場・船着場・桟橋などをつくり、開拓事業をおこない、1918（大正７）年同氏の死後も嗣子善次氏の手によってその事業が受け継がれている。そして、1926年には魚釣島・久場島・南北小島の無償貸与期間満期に伴い、政府は４島を無償貸与から一年契約の有料貸貸（貸地料金136円61銭）に改め、引続き４島の使用を認めている。その後1932年（昭和７）に古賀氏の４島払い下げ申請が認可され、民有地に移管された魚釣島など４島は有租地となったため賃貸価格が設定され、その後賃貸価格を規準とした地租が徴収されている<註１>。

戦後、サンフランシスコ平和条約第３条のもとで南西諸島は米国民政府の信託統治下におかれ、1952年２月29日の琉球政府章典（米国民政府布令第68号）

公布で、尖閣列島を含む八重山群島の政治的地理的管轄区域は北緯27度、東経124度２分を起点とし、北緯24度、東経122度の点、北緯24度、東経124度40分の点を経て起点に至る境界線内の島及びその低潮線より３海里の水域と規定され<註２>、米軍は久場島（黄尾嶼）を1955年（昭和30）以降、空対地射爆撃訓練のための射爆撃場として、また大正島（赤尾嶼）を1956年（昭和31）以降、艦砲射撃・艦対地射撃及び空対地射爆撃訓練のための射爆撃場として使用している。

沖縄の信託統治に関して、日本の「潜在主権」を認めていた米国が、1972年５月15日にその施政権を返還したため、尖閣列島は再生「沖縄県」を構成する群島として日本領土の中に編入され、魚釣島・久場島・南小島・北小島はその後の売却や遺贈により、現在その戸籍登記者は埼玉県在住の栗原弘行、栗原国起、栗原和子となっている（魚釣島：栗原国起所有、久場島：栗原和子所有、南小島及び北小島：栗原弘行所有、大正島：大蔵省所有）。

この尖閣列島に関する領土主権に関しては、日本政府は返還後の日本側の完全主権が機能していると理解している。しかし尖閣列島の主権に関しては中国と台湾がそれぞれ領有権を主張しており、現在も主権問題は解決に至っていない。領有権に関する紛糾は1968年（昭和43）10月12日から11月29日までの約一ヶ月半をかけて国連アジア極東経済委員会（エカフェ）によって東シナ海における地球物理学的な海底地質調査が行われ、翌年５月に尖閣列島付近の海底には豊富な石油資源・天然ガス層がある可能性の高いという調査結果の報告書が発表されたことに起因する。1969年11月の佐藤・ニクソン会談で1972年の沖縄返還が合意に達し、その返還区域の中に尖閣列島が含まれていたことから、中国・台湾両政府は日本の領土編入を不当だとして厳しく抗議し、以後繰り返し尖閣列島の領有権を主張している。両政府が問題にするのは日本政府の編入措置以前の中国側の尖閣列島（中国語では釣魚台列嶼）の領有意識である。15世紀に編纂されたとされる中国側の航海案内書である『順風相送』の中にすでに「釣魚嶼」の名が現れ、尖閣列島は古くから福建から琉球に航海する際の航路の指標とされていたとし、また倭寇の中国沿岸への侵入・略奪に対抗するため、1556年（嘉靖35）胡宗憲を倭寇平定の総督に任命して沿海各省における倭

寇騒乱の平定を行った際、その海上の平定および防衛範囲に「釣魚嶼」「黄尾山」「赤嶼」などが含まれ、胡宗憲撰著『籌海圖篇』の中でも福建沿海の諸島の中に包括されていたことから、中国は明代にすでに尖閣列島に対する領有意識をもっていたとしている。さらに尚清王の册封使陳侃が福州から那覇への航路の途中、福建省の福州と那覇港を結ぶ航路のほぼ中間に位置し、針路を確認する目標となっていた尖閣列島（釣魚嶼、赤尾嶼、黄尾嶼）について記録した『使琉球録』の中で「十日・・・・釣魚嶼を過ぎ、黄毛嶼（久場島）を過ぎ、赤嶼（大正島）を過ぎ・・・・十一日夕、古米山（久米島）を見る。すなわち琉球に属するものなり」<註３>と記し、また江戸後期の学者林子平の著した「三国通覧図説」に釣魚台・黄尾山・赤尾山の島々が中国の付属島嶼として描かれていることも、当時の中国側の領有を立証するものだとしている。中国・台湾両政府は、こうした中国側がもっていた領有意識を全く無視した尖閣列島の「無主地先占の法理」に基づく日本領土への編入措置は侵略であり、略奪であると主張している<註４>

沖縄の返還交渉が進められていた1971年11月以降、この尖閣列島の領有権問題をめぐって、アメリカ在住の留学生（台湾・香港）や華僑が、全米各地で「保衛釣魚台行動委員会」を結成し尖閣列島の保全を訴える抗議デモを主要都市で決行している。その後運動は台湾・香港の民衆を巻き込んで広域的な広がりと高まりをみせた。台湾ではこの時期の保全運動を「第一次保釣運動」（「第一次保衛釣魚台運動」の略称、以下「保衛釣魚台運動」を「保釣運動」と略称する）と称し、運動はその後1990年にも起き、それを「第二次保釣運動」と呼んでいる。日本国内におけるこれまでの尖閣問題に関する研究は領土編入過程における法的根拠を論じたものが多く、こうした保釣運動に関してはほとんど研究成果がなく、運動の状況がよく理解されていない。

本稿ではこの第一次保釣運動の展開と行動内容の分析、そして運動に対する中華民国政府の対応について検討してみることにする。

1、　保全運動の発端

黒潮が台湾海峡を北上し、中国大陸から揚子江が東シナ海に注いでいる水深100～200メートルの大陸棚上の海域は鰹、鯖、鯵の好漁場で、日本統治下の台湾において基隆や宜蘭県の蘇澳の漁民たちの漁場にもなっていた＜註５＞。戦後も尖閣付近は入域規制が徹底されてなかったことから、基隆や宜蘭県の蘇澳の漁民たちが戦前同様出漁し、彼らは尖閣列島のことを「尖頭群島」と呼び、魚釣島を「花鳥山」、黄尾嶼を「鳥港」、南小島を「蛇島」と呼んでいた＜註６＞。特に1950年代後半から該列島海域における台湾漁船の数が急激に増え始め、年間延3,000隻の漁船が漁撈に従事していたという。台湾漁民のうち、尖閣列島周辺に最も多く出漁していたのは宜蘭県漁民で1,300余隻のうち300余隻が地元で「青花魚」と呼ばれていた鯖を中心に漁をしており、1969年の宜蘭県漁協の鯖の総水揚量１万７千トンのうち尖閣列島周辺での水揚げが１万２千トンを占め、収入は７千万元にも達していた＜註７＞。漁民等は20トンクラスの漁船で出漁し、強風・高波等で避難を要する際には190キロ以上も離れている基隆や蘇澳に戻ることなく、魚釣島と南小島の間を「蛇島海峡」「避風峡」と呼び、そこを天然の避風港として使用し、また漁民等は時折上陸してセグロアジサシやカツオドリといった海鳥の卵や雛などを獲ったりもしている＜註８＞。

そうした漁民の活動以外に魚釣島・黄尾嶼は「海芙蓉」・「石芙蓉」と称される高血圧や痛風に効用のある薬草を産出していたことから、魚釣島・黄尾嶼ではこうした薬草が採取されていた。また1967年に黄尾嶼付近で沈没した1,000トンの貨物船「海生二号」の引き揚げ作業を台湾のサルベージ会社「龍門工程実業有限公司」が行っており、その際に台車軌道や二棟の家屋、桟橋等が建設されている＜註９＞。

1952年２月29日の琉球政府章典（米国民政府布令第68号）公布で、尖閣列島を含む八重山群島の政治的地理的管轄区域が設定されていたのにも拘わらず、戦後も尖閣海域では台湾漁民・住民等の比較的自由な魚撈や薬草採取・サルベージ作業が行われていた。尖閣海域で領海を理由に入域を厳しく禁止しその取締

りが強化され始めたのは、海底油田埋蔵のニュースでクローズアップされてきた1968年以降、琉球政府の救難艇「ちとせ」による巡視が実施されてからである。特に1969年11月の佐藤・ニクソン会談で1972年の沖縄返還が合意に達し、1970年6月から沖縄返還協定作成交渉が始まると、台湾では上述したように尖閣列島の領有権を主張し、尖閣列島の返還を求める声が日増しに高まっていった。1970年（昭和45）8月21日には立法院で大陸棚条約を承認（第6条保留）し、条約の42番目の批准国（加入国）となり、魏煜孫外交部スポークスマンが尖閣列島を含む台湾北方の大陸棚資源を探査及び開発する権利があると訴え、台湾国営中国石油が東シナ海に5鉱区を設定し、尖閣列島を第5鉱区に組み入れ列島周辺の石油開発探査を決定している。そして同月27日には台湾の国民大会代表聯宜会が速やかに尖閣列島に行政区を設置し、積極的な行政建設を推進するよう要請している<註10>。

政府がそういった対応をみせる中で1970年9月2日、中国時報の新聞記者等を乗せた水産試験所所属の海憲号が魚釣島に接岸し、中華民国国旗の「青天白日旗」を立て領有権を主張し、同月15日に琉球政府管轄の警察が記者等の立てた国旗を撤去するといった事件が起きた<註11>。また同月16、17両日に宜蘭県南方澳の原勝号及び金福漁二十号等の漁船10余隻が尖閣付近で操業中、琉球政府の巡視船によって強制退去させられるという事件が起きると<註12>、この二つの事件を台湾の各新聞社が大きく取り上げ、以後こうした琉球側の措置に激しく抗議する論調が高まっていく。22日には「国大代表釣魚台列嶼領土視察団」が水産試験所試験船「海憲号」で尖閣列島の視察を行い<註13>、また特に漁業関連では生活に直接影響を及ぼす現実的な問題であったことから、28日には宜蘭県・基隆市の漁協が政府に対し尖閣列島海域に出漁する漁船の保護を要請するなどの動きをみせている。さらに30日に台湾省議会で尖閣列島の領有権を政府が強力に擁護するよう要請する動議が採決されるなど<註14>、台湾では一連の尖閣列島に関わる中央政府への対応措置の要請が矢継ぎ早におこなわれている。

尖閣問題がマスコミで騒がれていたこの時期は、中国の国連加入・台湾の追放を訴えるアルバニア案の国連提出が予定され、台湾の国連における代表権を

めぐる各国の確執が熾烈化していた。1969年の国連総会では中華人民共和国の中国代表権承認は台湾の最大の友好国であるアメリカや日本等の支持を取り付け採決に至っておらず、この時期、米国と日本は1970年11月の国連総会にむけて西側諸国に働きかけ台湾支持の票集めに奔走していた。また同年4月24日に日本政府との1億5千万元の圓借款が成立し<註15>、9月21日には「米華共同防衛条約」に基づく台湾海域での「聯合軍事演習」がおこなわれるなど<註16>、台湾政府を最も強く支持していた日米両政府と、この時期に激しく対立することは外交的に得策とはされていなかった。こうした国連の代表権をめぐって苦境に立たされていた台湾では、この尖閣列島領有権問題に関して9月25日に行政院長厳家淦が立法院第46会期第一次院会で「我が政府の該列島の正当な権益を保有する立場は定っており、総力をつくして保衛する決意をしている」と政府側の強い外交姿勢を示していたが<註17>、外交部の抗議声明発表や外交ルートでの抗議を行う以外、有効な対応措置を行使していなかった政府の対日・対米外交に対し、9月29日に自立晩報が立法委員薩孟武（台湾大学教授）の「この重大な領土問題に対して政府の態度は冷静すぎる、冷静を過ぎて沈黙に近い」といった批判的なコメントを掲載するなど、沖縄返還が差し迫り有効な解決策を見いだせない政府に対して国内外の中国人の不満がつのりはじめていた。

保釣運動は尖閣問題で騒然としていた台湾ではなく、米国の中国系社会で火が着いた。台湾側の動向は「中央日報」の海外版や尖閣問題の特集記事を掲載した「中華雑誌」等によって在米の中国系社会に伝わっており、特に国旗の撤去や漁船の強制退去といった事件は国家の尊厳・国益に関わる問題として、台湾からの留学生の政治意識を刺激し激昂させた。11月以降、全米各地で尖閣の領有権に関する日米両政府への抗議と中華民国政府への有効措置の行使を強く要求する形で保釣運動が展開されるようになる。運動はその後香港そして戒厳令下で50年代以降の白色テロが続く中、政治運動が厳しく禁止されていた台湾へと波及していく。

2、　保全運動の展開と形態

米国における保釣運動は1970年11月21日のプリンストン大学における留学生胡卜凱、李徳怡等が主催した尖閣問題に関する集会が発端となった。集会では米国・日本の両政府の暴挙による尖閣列島の主権の侵奪に抗議する運動を発起し、留学生の主権保全の意識を高める中で中華民国政府に、より強硬な外交姿勢で対米・対日交渉に臨むよう訴えていくことを確認している<註18>。運動はプリンストンに連絡センターを置き、個人的なネットワークを利用して各地の連絡員に『中華雑誌』の「保衛釣魚台」や『明報月刊』の「釣魚台列嶼是我們的」といった論文を尖閣問題の基礎資料としてコピーして郵送する形で始まった。

胡卜凱・李徳怡等はその後当時全米に広くネットワークを持つ台湾系中国人の情報誌『科学月刊』の編集責任者である林孝信に協力を呼びかけ、『科学月刊』の持つアメリカ国内各地のネットワークを利用して、尖閣の領有権に関する政治意識は一気に高まっていった。『科学月刊』は毎週『科学月刊』の内容の各種問題について検討する「工作通報」をシカゴの「連絡センター」から刊行していた。その他に各地の「連絡センター」が毎月「討論号」としてローテーションで刊行する「通報」があり、「第39期通報（討論号之八）」から連続3期で尖閣問題特集を組んでいる<註19>。12月13日には「華人刊物協進会」の主催する会議で、在米の中文刊行物主宰者の間からも尖閣列島主権問題に関する特集号の企画が持ち出され、また李徳怡・沈平・労延炳らが中心となって「釣魚台事件須知」（中英文対照）が編印配布される中で、「釣魚台列嶼」の主権、東海の海底資源開発、漁民生計の保護といった問題に対する政治意識は確実に深まっていった。12月19日にエール大学・コーネル大学等の留学生らが中心となりプリンストンで「保釣運動討論会」を開催し、その中で運動の推進と運動資金を調達するための「釣魚台基金」の設立及び募金運動の展開、そして翌年1月30日にニューヨークでの示威行動の決行を決議している<註20>。以後、全米各地で成立した「保衛釣魚台行動委員会」（以下「保釣会」と略称する）の下でそれぞれ示威行動が検討されたが、示威行動の内容をめぐって民

族主義・愛国主義を訴え掲げる国旗は中華人民共和国国旗なのか中華民国国旗なのか、誰に向かって訴え、どういったスローガンを用い、どのような宣言をし、挙行期日をいつにするのかといった様々な問題が生じた。こういった問題は中国系社会の台湾派と親中派との対峙により生じたものであるが、最終的には中国人の団結をはかり、台湾派・親中派の衝突を避けるために国旗は用いず、スローガンと宣言も尖閣列島の保全に限定して示威行動をおこなうことを決定し、期日も1月29日と30日の両日に東西に分かれて挙行することになった<註21>。

こうして運動が全米的な広がりを見せる中で、翌年1月29・30両日に「我們抗議日本侵占釣魚台」「我們必須保衛中華民国的領土完整」「中国領土不容日本染指」「日本軍国滚出釣魚台」「釣魚台是我們的」「Fight,Fight,for Tiao−Yu−Tai」「Japanese militarism must go！」「We want Justice！ when？ now！」といったスローガンの書かれたプラカードを掲げてサンフランシスコ・ロサンジェルス（デモ参加者各300余人）、ワシントン（60余人）、ニューヨーク（1,200余人）、シカゴ（300余人）、シアトル（100余人）等で抗議デモが行われている<註22>。示威運動が展開される中、闘争意識を鼓舞するため、救国の英雄として知られる南宋の武将岳飛が、華北に侵入した金軍への復讐そして「河山」の復旧を訴えた詞に曲が付され、当時「愛国歌」として知られていた「満江紅」<註23>が高唱され、また以下のような「釣魚台戦歌」（ウィスコンシン大学）が各地で多く作られている。

滚滚狂涛　東海之遙	滚滚とあれくるう大波　東海の遙か
屹立著一群美麗的小島	そびえ立つ一群のうるわしい島々
釣魚台　英勇地俯視著太平洋	釣魚台　凛々しく太平洋を見据えている
釣魚台　捍衛著我們富饒的海疆	釣魚台　我らの富饒の海疆を守っている
風在吼　海在嘯	風が吼え　海が嘯る
中国神聖領土釣魚宝島	中国の神聖な領土　「宝島」釣魚台

象徴著我們英勇不怕強暴	勇ましく凶暴（な輩）を恐れない我々を象徴している
滾滾狂涛　東海之遙	滾滾とあれくるう大波　東海の遙か
屹立著一群美麗的小島	そびえ立つ一群のうるわしい島々
釣魚台　你帶給漁民多少歓笑	釣魚台　どれほどの歓笑を漁民にあたえてくれたことか
釣魚台　蘊存著我們無価的宝蔵	釣魚台　無窮の価値ある宝物を蘊えている
怒吼吧　釣魚台	怒り吼ろ　釣魚台
我們寸土必争　誓死抵抗	我らは寸土とて必ず争い　死を誓って抵抗する
我們要藐視那東洋強盗	我らはあの東洋の盗人を蔑む

＜註24＞

4月9日に米国国務省によって南西諸島の行政権（尖閣列島を含む）の1972年返還が発表されると、その翌日には全米各地から保釣会のメンバーを中心とした約2,500人の留学生及び華僑等が、ワシントンに集結して抗議デモをおこない、これまでの各地の保釣会による分散型の抗議形態を、全体の統一した示威行動に移行し保釣運動は一気に頂点に達した。保釣会のメンバー等は日本大使館と国務省に対して尖閣列島に対する主権主張の撤回そして尖閣列島の返還を求め、一部激昂した活動家等が中華民国大使館に押しかけしている。

4月9日の米国国務省による南西諸島の行政権返還の発表と、こうした米国における保釣運動の高潮は台湾の学生の国土保衛意識を強く刺激した。学生運動が厳しく禁止されていた戒厳令下の台湾でも4月以降、以下の如く各大学で保釣会が結成され保釣運動が展開されるようになる。

4月12日、台湾大学の香港徳明校友会、インドネシア・韓国華僑学生が学内に抗議ポスターを大量に張り出す。

4月13日、台南の成功大学学生が市内での抗議デモ決行。

4月14日、台湾大学の華僑学生による抗議デモ、日本大使館へ抗議書提出。

政治大学で「保釣座談会」開催、構内での示威行動実行。学生代表が米国・日本大使館に抗議書提出。

4月15日、政治大学・台湾大学を中心とする華僑学生（約1,000人）が米国大使館前にて抗議集会、大使に抗議書を提出。大使館から台大まで抗議デモを決行。

4月16日、台湾大学学生代表が抗議署名書を米国大使館及び日本大使館に提出。夜7時学内にて「保釣座談会」開催。

政治大学の学生（約300人）が米国大使館前で抗議集会。抗議書宣読後、学生代表による抗議書提出。

台湾師範大学で「保釣座談会」開催。

4月17日、台湾師範大学で抗議の署名運動展開。

海洋学院学生が国民党中央本部に「釣魚台列嶼」の保全を陳情。

淡江大学学生が救国団に「釣魚台列嶼」の保全を陳情。

4月19日、中興大学本校及び法商学院（台北）の「週会」で「保釣問題」を討論、米国・日本大使館への抗議を決議。

輔仁大学学生代表が救国団に「釣魚台列嶼」の保全を陳情。

清華大学学生代表が米国大使館に抗議書提出。

4月20日、中興大学学生代表が米国大使館に抗議書提出。

台湾師範大学学生が抗議署名書（約4,000人）を教育部に提出。

台湾大学で「保釣会」設立。「保釣座談会」開催（座談会には保釣委員会のメンバーや一般学生の他に、立法委員の胡秋原、李文斉、謝仁釗、外交部スポークスマンの魏煜孫、国際文教処処長姚舜、政治大学国際法教授丘宏達らが参加した）。

<註25>

台湾における保釣運動は政治活動の禁止されていた戒厳令下での行動とあって、示威行動の際は蔣介石総統の頌歌「領袖万歳歌」「偉大領袖歌」が唱われ、「蔣総統万歳」「擁護政府」をコールするなど「政府支持」を前面に打ち出しながら政府への要請・日米両大使館への抗議といった運動形態をとっている

<註26>。この時期のこうした学生等の行動を政府系中国時報が社説で「可愛可佩的青年愛国情操」と一定の評価を与えていることからも分かるように、学生らは保釣運動を国土保衛のための純粋な愛国主義的行為として位置づけ、政府を誹謗し外交政策を批判するといった弾圧の対象になる行動をとることを極力さけながら運動を展開している。

沖縄返還協定の調印（6月17日）を間近に控え、6月15日には台湾大学の保釣会が示威行動の実施を決議し、17日に「保衛釣魚台」「釣魚台是我們的」「保衛領土主権」「反対美日陰謀」「中華民族不屈服」「中国人站起来」と書かれた抗議プラカードを掲げ、台北で戦後初めての市内抗議デモを決行している。しかしこれも戒厳令下のデモとあって、示威行動の参加者人数、時間、形態、デモを行う道路等にかなりの制約が加わり、学生等は閻振興学長が用意した15台のバスでアメリカ大使館に向かい抗議書を提出した後、そこから日本大使館を目指して示威行進をおこなうといった大学側・治安当局側監視下のデモとなった<註27>。学生等は市内で「八年抗戦で我々は無数の軍民の生命を犠牲にし、五十年の台湾・澎湖島の占領で我々は日本の鉄蹄の蹂躙を受け尽くした。・・・・今彼らはまた再び侵略の魔手を我らの釣魚台列嶼に伸ばそうとしている。」「中華民族は永久に屈服しない民族である。如何なる侵略陰謀も我らの正義の鉄拳で撃砕されるであろう。・・・・同胞達よ、立ち上がれ、今祖国を防衛する時がやってきた」と日本の侵略行為への警戒と国土の保衛を強く訴える「告全国同胞書」を1万部配布し、日本大使館に近づくと「日本鬼滾出去」「打倒帝国主義」とシュプレヒコールを繰り返し激しい抗議姿勢をみせている。そして大使館到着後、以下の内容の抗議書を提出している<註28>。

日本国駐中華民国大使板垣修閣下

我々台湾大学の全学生は貴国政府がアメリカ合衆国と連携して中華民国の釣魚台列嶼を侵奪することに対し抗議する。日本政府は「カイロ宣言」および「ポツダム宣言」を受け入れ、武力によって侵略獲得したあらゆる土地を放棄したのにも拘わらず、今琉球の返還を要求し、中華民国に属する釣魚台列嶼を侵奪しようとしている。これが日本の軍国主義復活の兆候で「大東亜

共栄圏」の構想の再現に繋がることを危惧している。

第二次世界大戦で日本の軍閥は中国人に対し滔天の大罪を犯した。しかし我々は亜細亜の一同胞として、日本の危機的困難な時期に問罪することなく許してきた。日本は経済大国から政治大国として変貌しようとするこの時期に、またしても中華民国に対して侵略といった前者の覆轍を踏もうとしている。これが果たして恩義を重んじる東方民族のあるべき姿であろうか。

中日の八年の血戦は中華民族が侵犯されない民族であることを証明した。日本の軍閥はアジア人に対して残酷な悲劇を産み出し、また日本民族が米軍の占領下に置かれるといった恥辱を経験した教訓は日本政府をして反省するに至らしめないのであろうか。

我々は切に日本政府がアジア人同士相争う惨劇を再現しないように願望すると同時に、日本政府に対して如何なる中華民国を侵略しようとする陰謀も粉砕されるであろうことを厳重に警告する。

我々は戦後の中日両国の和平と友誼を重視し、日本政府が平和を求める民族に対して領土主権の保全のために争いを迫ることがないように、また愚昧な行為によって中日両国人民の鮮血をもって中日両国の外交史が記録されることがないように希望する。

国立台湾大学学生一同　啓上

中華民国六十年六月十七日

＜註29＞

台湾大学では大学論壇社が農推館に五四運動のスローガンであった「中国的土地、可以征服、而不可以断送。中国的人民、可以殺戮、而不可以低頭」の垂れ幕を掲げるなど、運動は1919年北京で学生らが日本の侵略政策に反対して行った示威運動をきっかけに愛国運動として国民各層に広がった「五四運動」を強く意識し、愛国心の覚醒と昂揚を訴える「新五四運動」といった様相を呈していた

3、中華民国政府の対応

事件発生後、中華民国政府は関連資料の収集を行う「資料小組」と「資料小組」の収集した関連資料に基づき政策の決定をおこなう「政策小組」を設置して対応に乗り出している<註30>。

1972年の沖縄返還にむけて1970年6月から沖縄返還協定作成交渉が始まり、上述したように1971年4月9日に米国国務省によって南西諸島の行政権（尖閣列島を含む）の返還が発表され、台湾が計画していた米国の石油会社による該海域の油田探査に関しても、それを禁じる措置がとられた。この「南西諸島の行政権の返還」に対して、中華民国外交部は以下の声明を発表している。

> 「釣魚台列嶼」は中華民国の領土の一部分である。政府は外交手段を用いてこれまで何度も繰り返し米国政府に我が国の主権を尊重し、米国による占領終結時に該列島を我が国に返還するよう要求してきた。国務省が我が国の要求に対して何ら応えることなく、該列島の日本返還を発表した事に対して断固反対し、米国政府に対し厳重に抗議する<註31>。

米国の石油会社による該海域の油田探査を禁じる措置は、中華民国の尖閣列島の領有権主張に影響を与えるものではなく、また海底油田の探査権を否定したものでもなかったが、この米国の「油田探査禁止措置」により台湾の該海域での油田探査計画は頓挫する。そして1971年6月17日に予定されていた沖縄返還協定の調印に対し、中華民国外交部は6月11日に外交部声明を発表し「同列島は台湾省に付属し中華民国領土の一部分を構成する島嶼である。地理的位置・地質的構造・歴史的連携ならびに台湾住民の長期にわたる継続的使用からして、すでに中華民国とは密接な繋がりがあり、中華民国政府は領土保全の神聖な義務に基づき、寸土片石であれ、絶対に主権を放棄することはできない。中華民国の釣魚台列嶼に対する領有権は、歴史、地理、既成事実、法理等いかなる点からみても否定することはできない。米国の信託統治が終了する時点で、該列島を中華民国に返還すべきである。現在、米国が該列島の行政権を琉球群島と

共に日本政府に返還することについて、中華民国政府は絶対に受け入れることはできない。かつこの日米間の施政権の移行は中華民国政府の該列島に対する領有権になんら影響を与えるものではない」と述べている<註32>。一方、行政院は12月2日に「台（60）内字第11676号」令をもって正式に尖閣列島の宜蘭県の管轄を決定し<註33>、翌年1月10日に教育部がその決定をうけて教育部令「台（61）中字第0810号」を台湾省政府教育庁・全国国公私立学校・台北市政府教育局・国立編訳館・教育部属各機関学校に発布して、尖閣列島の宜蘭県編入を伝えると同時に教科書や地図等で明示し領有意識の徹底をはかるよう指示している<註34>。

当時重大な領土問題に対して政府の態度は冷静すぎると批判された政府の外交姿勢について中国国民党中央委員会がまとめた『釣魚台列嶼問題資料彙編』では以下のように説明している。

> 中華民国政府の国際紛糾に関する外交基本政策は国連憲章に則り世界平和を維持する中で実行されるものとする。またそれは中華民国憲法の示すところの基本国策でもある。国連憲章第二条第三項規定：「各会員国は平和的手段をもってその国際紛争を解決し、国際社会の平和、安全、正義を脅かすことがあってはならない」。第四項「各会員国は国際関係を維持する中で、脅威を与えたり武力を行使したり、或いは国連の趣旨にそぐわない方法でもって、如何なる会員国あるいは国家の領土や政治的独立を脅かすことがあってはならない」。この国連憲章に則り、我が国は国際紛争や紛糾に関して武力に訴えることなく、出来うるかぎり国際法の規定を運用して、談判・調停・斡旋・仲裁や国際司法裁判所の裁決等に準じて紛争や紛糾を解決すべきである。如何なる国際紛争・紛糾も通常の外交交渉や国際法での解決は時間を要するが、当事国が提示する論拠や解決方法を国際司法裁判所に示しての仲裁が可能である。例えば米国政府とオランダ政府間で領有権問題で20余年にわたって争われたPalmas島問題は国際司法裁判所の裁断によってオランダの領有が決定している。この認識にたって、政府は「釣魚台列嶼」の領有主権を強く主張していく。全国同胞の支持を

後ろ盾とし、領有権問題は外交ルートにより合法的な解決を計っていく<註35>

しかし、こうした国際紛争や紛糾に関して武力に訴えることなく、出来るかぎり国際法の規定を運用して解決しようとする政府の原則的対応は、保釣運動を展開していた国内外の中心的活動家等の目には、「中国」の台頭による国連からの追放、そしてそれを阻止しようとする日米両政府との利害関係が絡みあう中で、政府が日米両国の強力な支持を得るため「釣魚台」を犠牲にし譲歩した外交姿勢として映っていた。国内外の保釣運動では、当時国連での代表権を保持していた中華民国政府へ、実効支配も辞さない強硬な外交措置を要請する声が日増しに高まっていた。

台湾における保釣運動は当初華僑学生を中心としたのもであったが、一般学生へと運動が広がりをみせるようになると、4月21日に外交部長周書楷と北米司司長銭復が台湾大学で講演を行い政府の立場を説明している。その中で周書楷部長は学生の愛国的な主張を支持しながらも、感情的にならず平和的解決策が望ましいとし、学生が政府を信頼し政府外交を支持するよう求めている。また教育部長羅雲平も学生運動に対して「領土主権問題に関しては政府と学生の主張は一致しており、政府の一貫した堅固な厳正な立場を信頼し、要望は学校側を介するか、或いは政府機関を介して関係機関に伝えるよう請願するといった方法が望ましい」とし、また「各大学・専門学校の学長及び校長が学生等に政府を信頼し、政府の厳正な交渉の継続を支持し、再びデモによる示威行為を繰り返さず、大学・学校間の運動の連携をとるといったことに時間や労力を費やさないよう指導することを希望する」といったコメントをしている<註36>。保釣運動について政府は、学生等が尖閣列島の領有主権を主張しその保全を強く訴えていたことから、主張そのものには反対してなかったが、戒厳令下で政府外交に圧力をかけるような運動に発展していくことに対しては抑止的な姿勢をみせていた。

また米国で展開していた保釣運動で、カリフォルニア大学バークレイ校の学生を中心とするデモ隊が中華民国駐米領事館へ押し寄せ、また2月15日の保釣

会刊行誌「戦報」で有効な解決手段を見い出せないでいる中華民国政府を「軟弱無能」と批判する論考を載せるなど反政府的な動きを見せる急進的なグループが出現し、また各大学で親中派の活動家が台頭し始めると、左傾化した活動家による「煽動」を懸念した政府は、教育部の国際文教処姚舜処長を米国に派遣し、特に台湾出身の留学生や中華民国を支持する華僑に対して、政府への「信頼」と「支持」を強く求めている<註37>。

米国で保釣運動が展開されていた1970年12月21日に、東京で中（台）日両国の民間反共組織「中日合作策進委員会」と日韓両国の民間反共組織「日韓合作策進委員会」が中日韓三国の海底資源共同開発に関して特別委員会を組織して協議を行っていた。しかしその会議内容が公開されなかったことから、共同開発が尖閣の主権確立に深刻な影響を及ぼすものとして、翌年３月に米国で活躍する中国人研究者楊振寧、陳省身、趙元任等523人が連名で「中日韓連合開発海底資源協議」に抗議し、中国の領土である尖閣列島の主権問題に対して政府が断固とした外交姿勢を示すよう要請した署名文書を蔣介石総統に送っている<註38>。学生を中心に展開していた保釣運動が在米の著名な研究者を巻き込んで、より大きなうねりを描いて反日・反米そして政府外交に圧力をかけてくるような抗議運動に発展することを懸念した中華民国政府は、総統府秘書長張群の名義で連署した研究者に「本案は国家の領有主権に関わる問題であり、寸土片石といえども絶対に保衛するといった政府の立場は終始一貫しており絶対に変わることはない」また「中日韓連合開発海底資源協議は一般的な漁業、海洋科学研究、海洋公害の抑制などについて幅広く意見を交換したもので、尖閣列島の主権や該海域の大陸棚海底資源開発に関連するものではない」といった政府の外交政策と会議への理解を求める文書を送り、会議録の公開に踏み切っている<註39>。同文書は駐米の中華民国各領事館にも送付され、領事館を通して学生や華僑にも政府の立場を説明するよう指示がなされている。

４、保釣会組織の解体と運動の沈静化

1970年12月４日、中国は始めて新華社通信で尖閣列島の中国領有を主張し、

29日には人民日報が魚釣島・黄尾島・赤尾島・南小島・北小島の領有権を訴えている。また翌年4月9日、米国国務省が南西諸島の行政権を日本に返還すると発表すると、5月1日に人民日報は尖閣列島が沖縄返還区域の中に含まれ日本政府に返還されることに強く抗議する報道を行い、1972年3月3日には国連海底平和利用委員会で、安致延中国代表が台湾及び尖閣列島を含む所属嶼島はすべて中国の神聖なる領土の一部であり、沖縄の日本への返還により中国の大陸棚に属する海底資源を略奪することは侵略行為であり許されないと強く抗議をするなど、日本政府に対して一連の批判的な姿勢を強く示していた。

尖閣問題が起きた時期は、上述したように国連で中国代表権をめぐり中華人民共和国の加入が論議されており、1969年11月11日の国連総会で48票対56票棄権21票で中華人民共和国の中国代表権承認が否決され、翌年11月20日の国連総会ではアルバニア案が賛成票3分の2に達せず再度否決されたものの、賛成51票、反対49票で過半数を獲得し<註40>、1971年の総会では中華人民共和国の国連加入、台湾の追放といった重大な局面を迎えるであろうことが予測されていた。そうした国際情勢の中で対中貿易の禁輸政策と米国人の中国大陸への旅行禁止措置を行使していた米国が、1971年3月15日に中国旅行に関するパスポート制限の撤廃を発表し、続いて4月14日に対中禁輸の規制を緩め、米国製のエンジンとトランスミッションを使用したフランス製トラックの対中輸出が許可されるなど、米国の対中国政策の変更の兆しが見え始めていた<註41>。また同月、中国も名古屋で開催された世界卓球選手権に出場していた米国の選手団を招待し周恩来首相への謁見を実現させるといったピンポン外交を打ち出している。

こうした中国の国際社会における台頭は、保釣運動における「左派」と称される急進派・親中派の活動を勢いづけた。ニューヨーク分会で李我𪜈、ペンシルベニヤ分会では王正方、ウイスコンシン大学では王春生、バークレイでは劉大任・郭松芬といった急進的・親共的活動家（左派）が徐々に運動の指導権を掌握するようになる。運動初期の中心的な活動拠点で、左派に運動の指導権を握られたペンシルベニヤ州立大学では、運動の発起人的存在であった胡卜凱が左傾化する保釣会から脱会するという事態も起き、運動は指導部の対立が顕在

化し、１月のデモ以降、運動の指導権は急速に左派グループに移行していった<註42>。２月15日刊行の機関誌「戦報」で中華民国政府を批判する論考を載せたカリフォルニア大学バークレイ校を中心とする左派グループは、３月12日に全米58の保釣会の連名で、中華民国政府に対して尖閣列島に巡視艇を派遣し実効支配の確立を迫る「公開状」を打電し、48時間以内の返答を要求する「最後通牒（最終通告）事件」を引き起こしている。政府がその「公開状」に何ら対応する姿勢を見せなかったことから、以後左派グループは政府の対日・対米外交を激しく批判する反政府的な姿勢をより鮮明にしていく<註43>。

４月10日の保釣デモは米国における中国人の大団結へとつながり、沈寂久しかった中国系留学生の怒吼を呼び起こしたが、大団結は裏では台湾派とそうした急進派・親中派の対峙をも露呈する形となった。デモ終了後、メリーランド大学で各地の保釣会のメンバー200余人による全体会議が行われているが、尖閣問題以外に中国の統一問題や台湾派・親中派の支持政府をめぐって激しい対立が見られ、全体を統括する連絡センターを正式に発足させるといった重要議題は意見がまとまらず、台湾派と親中派が「右派」「左派」として完全に対立する中で保釣運動は亀裂を生じ、総力的な推進力を失っていく<註44>。その後、そうした対立の中でドラチスックな運動についていけない学生らの運動からの乖離も目立つようになる。

中華民国政府は米国で展開された保釣運動について国内の保釣運動同様、当初「釣魚台列嶼」の主権の保全を訴えていたことから、運動に対して原則的には反対ではなかった。しかし左派が運動の主導権を掌握するようになると、周書楷駐米大使が中国時報記者周傑のインタビューの中で「保釣運動が共産党に裏で操作されれている」と述べ、海外の左傾化していく保釣運動を中共の扇動だとし「共匪統戦（統一戦略）」の一策略だといった認識を示している<註45>。そしてサンフランシスコでは周彤華総領事が「親共分子」の反政府的行動に警戒心を高めるよう華僑社会の注意を促すなど、左派の動きに次第に厳しい視線が注がれるようになる<註46>。

７月９日キッシンジャーが中国大陸を訪問して周恩来と会談し、ニクソン大統領の翌（1972）年５月訪中を政治日程にのせ、ニクソンが７月15日にテレビ

で北京の招請を受け入れると発表すると、中国フィーバーは一層加熱し、8月4日に在米の学会で重鎮的存在であった揚振寧が北京を訪問して周恩来と会見し、9月下旬には保釣会の主要メンバー李我𪓐、王正方、王春生、陳恒次、陳治利等5人が北京入りし周恩来に謁見している。以後、左派の中からは「回帰」と称して中国本土へ渡る者が増え、彼らは祖国建設のため「台湾同学会」を組織している。この時期、保釣運動は学生らの国家に対する政治上・思想上のアイデンティティーを震撼させ<註47>、9月3日にミシガンのアナーバーで左派による「国是討論会」が開催され、中国の国連加入案の支持そして中国を「祖国」とするといった政治意識を確認している。尖閣問題で昂揚した政治運動は中国への「回帰運動」そして「統一運動」へと発展し、この時期、左派の意識の中では中国の領有主権問題は単に尖閣の領有権問題に留まることなく、台湾問題をより重要な領有主権に関わる政治課題として捉え、それを中国統一といった形での政治決着をみようとする認識が広まっていた。そこでは尖閣の問題が彼らの政治意識の中から消失していったのではなく、尖閣の領有権問題はこの統一運動に内在する有機的関連事項として、中国統一の実現で解決していく包括された政治課題の1つとしてトーンダウンした形で位置づけられ、中国人としての「国家の認同（アイデンティティー）」に重点を置く「祖国の統一」が運動の最大目標として掲げられるようになる。

中国の国連加入案を提出したアルバニア案に対して、米国は日本ともに「二重代表制」に関する逆重要事項決議案を提出していたが、10月25日の総会で逆重要事項決議案は賛成55、反対59、棄権15をもって否決され、アルバニヤ案が賛成76、反対35、棄権17という圧倒的多数をもって可決され、台湾の国連からの脱退が決定すると<註48>、左派は12月24～25日、コロンビア大学で「中国統一討論会」を開催し、中国を「合法政府」として認めることを再確認し、さらに台湾の平和的解放を訴える決議をしている。こうした保釣運動における左派の動きに対して、以後台湾のマスコミでは「中共」の「統戦陰謀」に利用されているとして激しく左派を批判する報道が目立つようになる<註49>。

保釣運動の主導権を握った左派の行動に対して、台湾を支持する留学生・華僑等で組織する右派グループは、9月21日国連総会の開催に際しニューヨーク

の国連前に約6,000人を動員して「中共」の国連加盟に反対する示威行動をおこない、「全米中国同学反共愛国大会」の開催に向けて動き出した。そして12月27日に「全米中国同学反共愛国聯盟」をワシントンで設立している<註50>。台湾の国連脱退後、海外の保釣運動は完全に左派・右派のイデオロギーが対立し、当初の国土の保衛を訴えた保釣運動は、国際社会における中国と台湾の地位が逆転する中で、左派は国家のアイデンティティーを中国に求め祖国の統一をめざす運動へ、右派はそれに対抗し中華民国政府を支持する反共的な運動へと変質している。左派はニューヨークの「整風」、イリノイ大学の「燎原」、バッファローシティの「水牛」、ロックフォードの「石溪通訊」、カンサス州の「新中国」で論陣を張り、右派はニューヨークの「自由人」、シカゴの「留学生評論」「野火」、ボストンの「波士頓通訊」「独立評論」、サンフランシスコの「清流」、ロサンゼルスの「中国人」などで反共的な論陣を張った。また1972以降はニューヨークの「釣魚台月刊」、シカゴの「釣魚台快訊」でも尖閣問題に関する記事がほとんど消え、政治的関心は「国家の認同」「中国統一」といった問題に移行しているく註51>。

台湾では1947年以降戒厳令が布かれ、1949年4月台湾省立師範学院の学生運動が鎮圧され200余名の逮捕者を出して以来、学生運動は厳しく取り締まられていた。そして50年代以降の白色テロが続く中、保釣運動が展開されていた時期にも1968年7月に民主台湾聯盟事件で陳永善（作家陳映真）・李作成・丘延亮等36人が検挙され、1969年9月にコラム作家の伯楊（郭衣洞）検挙、1970年2月に台湾独立を主張した学生楊碧川・鄧聯凰に10年の実刑判決、1971年2月に謝聡敏・魏廷朝・李敖等が「叛乱罪」でそれぞれ15・12・10年の実刑判決、同年12月に大華晩報社社長李荆蓀が「叛乱罪」で無期懲役の実刑判決、同月成功大学学生蔡俊軍等が「成大革命党」の結成を理由に検挙、といった言論及び政治活動に対する厳しい弾圧が続いていた<註52>。

戒厳令は1948年5月10日に施行された「動員戡乱時期臨時条款」を補強する形で布かれ、この「動員戡乱時期」というのは「反乱団体である中共政権を「戡乱」（平定・鎮圧）するまでの国家総動員の時期をいうのであるが<註51>、当時台湾では戒厳令下で統治体制を脅かすべての政治活動が弾圧の

対象となっていた。尖閣問題に起因する台湾の保釣運動は体制を批判するものではなく「政府支持」をスローガンで前面に打ち出し、領土の保全を訴える愛国的な運動として展開されていたことから、戒厳令に抵触する政治運動として活動家の検挙といった弾圧・鎮圧の対象にはならなかった。しかし運動の拡大が政府外交への圧力となり、また米国の保釣運動が左傾化したことから、それを「中共」の「陰謀統戦」だとして警戒心が高まる中、米国の保全運動の浸透を恐れた警備総司令部の厳しい監視下で台湾の保釣運動は押さえ込まれ、各大学の保釣会は組織の解体を余儀なくされていった。

6月17日に抗議デモをおこない台湾における保釣運動の中心的役割を果たした台湾大学の保釣会も、その後は実質的な抗議運動を展開することなく、1972年5月14日、沖縄返還の前日に王復蘇ら5人の保釣会メンバーが返還に抗議して構内で「静座絶食抗議」「堅決擁護政府」「釣魚台是我們的」と記された抗議ポスターを貼りだしハンガーストライキに入ったが、この抗議に関しても警備総司令部から当日で終了するよう圧力がかかり、その日の夜にはハンガーストライキを終えている<註52>翌5月15日、台湾大学の構内には「勿忘国恥日」「勿忘五・一五」と書かれた抗議ポスターが多く張り出され、同日、台大保釣会は「我々は心を一にして団結し、死を誓って政府の政策を擁護し、政府の後ろ盾となる。・・・・5年、10年、100年かかっても我々は（釣魚台列嶼を）絶対に放棄せず、取り戻さなければならない」といった尖閣問題を米国青年に強く訴える「忠告美国青年書」を発表している<註53>。しかし、その保釣会も5月22日には解散を宣言し、前年4月に始まった台湾の保釣運動の幕をとじている。

結びにかえて

中国の国連加入・台湾の脱退といった代表権をめぐる問題は、保釣運動を展開していた学生等の国家に対するアイデンティティーを大きく揺さぶった。国連の代表権を持ち「中華民国は唯一の中国」「国民党政権は中国の正当政府」といった法統化された国際社会での国家構図が音をたてて崩壊する中で、米国

における保釣運動は、中国（中華人民共和国）に国家としてのアイデンティティーを求め「祖国への回帰」「祖国の統一」を主張する左派と、中華民国を支持する「反共愛国聯盟」の激しい対立の中で組織としての「保釣会」は完全に瓦解し、1972年5月13日の「反共愛国聯盟」のグループを中心としたニューヨーク、ワシントン、シアトル、ロサンゼルス等での小規模デモを最後に終息している。

一方、台湾で学生運動として高潮していった保釣運動は愛国心の覚醒・昂揚を訴え、日米両国大使館への抗議そして政府へ国土保衛の要請をする運動として展開され、政府支持を表明し米国の左派グループのような攻撃的な政府批判は行っていなかった。しかし上述したように国際社会での孤立化が深まるなかで政府外交へ圧力をかける運動の拡大そして米国の保釣運動の国内への浸透を恐れていた治安当局の監視・統制下で押さえ込まれ、1972年5月15日の沖縄返還により尖閣列島を含む施政権が日本政府に返還された後は、全体に目立った動きもなく組織が解体する中で運動は終結している。しかしこの尖閣列島の領有主権をめぐる問題に関しては、返還交渉の当事者で当初日本政府の沖縄の「潜在主権」を認めていた米国が、紛争当事国間で解決するよう発言し中立的な立場をとったことから、主権問題に関しては実質的な決着がつかないまま施政権の返還が行われ現在に至っている。この尖閣列島に関する領有主権に関して、日本政府は施政権返還後の日本側の完全主権が機能していることを主張しているが、中国・台湾は施政権返還と主権問題を同一視せず、施政権の返還はあくまでも米国の信託統治下における施政権の返還で、施政権の返還で日本の領有主権が確定したわけではないといった理解をしている<註54>

主権問題はその後も紛争の火種が消えず燻りつづけ、1978年に中国の漁船団による魚釣島包囲事件、1990年には戒厳令の解けた台湾で、日本青年社の建てた灯台の認可をめぐって第二次保釣運動が起こっている。中国は1992年2月に全国人民代表大会で領海法（中華人民共和国領海及此連区法）を承認し、第2条で尖閣列島海域を領海に組み入れ<註55>、1998年1月には同じく尖閣列島を領海区域に編入した領海法（中華民国領海及隣接区法）が台湾の立法院で承認されている<註56>。スプラトリー諸島（南沙諸島）では中国・台湾・ベトナム・マレーシア・フィリピン・ブルネイが領有主権を主張し、主権が錯綜す

る複雑な地域においては軍事的な摩擦が起こっており、1988年には赤爪礁の領有権をめぐって中国とベトナムが武力衝突している。また1995年には同諸島のカラヤン群島のパガニバン環礁に中国が軍事施設と思われる建造物を建て実効支配を拡大したことから、同諸島の領有権を主張するフィリピン等関係国が強く反発し南沙諸島をめぐる情勢が緊迫している<註57>。将来尖閣海域でこうした軍事的な摩擦が起こらないといった保証はない。尖閣の領有権を主張して1996年10月7日に香港と台湾の活動家が、魚釣島に上陸し中国・台湾の国旗をたてる行動に出ているが、台北では独立派の建国党支持者が、同日夜に中国国旗を立てた香港からのグループのホテルに押し掛け、台湾の領有主権を侵害するものだとして強く抗議する事件が起きている。こうした保釣運動に対し「自由時報」が「台湾が中国の一部であるという中国の主張につながりかねない」とし、「自立早報」も「本来単純だった保釣運動を変質させた」などと主権侵害を警戒する報道を行なっている<註58>。1970年代の保釣運動で問題となり、未解決のまま禍根を残した尖閣の主権問題は、香港返還後の中国・台湾の統一問題、躍進してきた民進党・建国党の主張する台湾の独立問題、そして日本の国連海洋法条約の批准による「200カイリの排他的経済水域」設定による漁業資源及び大陸棚の海底資源の権益といった問題が絡み、尖閣列島をめぐる領有権問題は一層複雑な様相を呈している。

註

註1　拙稿「尖閣列島領有権問題」（『復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』文部省科学研究費補助金研究成果報告書、1995年3月）、100頁。「特集　尖閣列島」（南方同胞援護会『季刊　沖縄』56号、1971年3月）、10～11頁。

註2　「特集　尖閣列島第2集」（南方同胞援護会『季刊　沖縄』63号、1972年12月）、159頁。

註3　陳侃『使琉球録』（台湾文献叢刊第287種『使琉球録三種』、台湾銀行経済研究室、1970年）、11頁。

註4　尖閣列島の日本領土編入過程を詳細に検討した台湾側の論文には丘宏達「釣魚台列嶼問題研究」（『関於中国領土的国際法問題論集』台湾商務印書館、1975年4月）、張啓雄「釣魚台列嶼的主権帰属問題ー日本領有主張的国際法験証」（『中央研究院近代史研究所集刊』第22期下冊、1993年6月）がある。

註5　姚卓然「請聴漁民們的呼聲ー釣魚台列嶼是我們的」（「中国時報」1970年8月28日）。

註6　戚桐欣「釣魚台群島簡介」（『中国人雑誌』第3巻1・2期合刊、1970年10月）7頁。劉本炎「釣魚台究竟是什麼様子」（「中央日報」1970年8月24日）。

註7　「釣魚台畔釣鯖魚」（前掲『中国人雑誌』第3巻1・2期合刊）、9頁。

註8　劉本炎前掲「中央日報」記事。

註9　同上。

註10　「自立晩報」1970年8月28日。

註11　「星島日報」1970月9月17日。宇業熒「釣魚台列嶼之旅」（前掲『中国人雑誌』第3巻1・2期合刊）、12頁。

註12　「聯合報」1970月9月21日。

註13　「聯合報」1970月9月22日。

註14　「中央日報」1970月9月30日。

註15　「経済日報」1970年4月25日。

註16　「中央日報」1970年9月22日。

註17　「聯合報」1970年9月26日。

註18　李徳怡「我参加保衛釣魚台運動的経過及感想」（『大学雑誌』第49期、1972年1月）、69～70頁。

註19　劉源俊「我所知道的留美学生保釣運動」（『人與社会』第6巻3期、1978年8月）、43頁。

註20　李徳怡前掲論文、70頁。

註21　王暁波『尚未完成的歴史』（海峡学術出版社、1996年10月）、333頁。

註22　劉源俊前掲論文、48頁。戴潮聲「留美学生掀起愛国熱潮」（「中央日報」

1971年2月9日）

註23 「満江紅」は台湾の保釣運動でも唱われている。

註24 劉源俊前掲論文、43頁。

註25 唐淇「我所認識的保釣運動　王復蘇先生訪問記」（丘為君編『台湾学生運動』龍田出版社、1979年12月）、125～7頁。「四月間保衛釣魚台主権運動紀要」（『中華雑誌』第94号、1971年5月）、25～7頁。

註26 前掲「四月間保衛釣魚台主権運動紀要」、25頁。

註27 茅漢「六一七学生示威紀実」（『中華雑誌』第96号、1971年7月）、20～1頁。

註28 同上。

註29 王暁波前掲書、42～3頁。

註30 同上書、47頁。

註31 「中央日報」1971年4月12日。

註32 「星島日報」1871年6月12日。

註33 「自由時報」1990年10月13日。

註34 『釣魚台列嶼問題資料彙編』（中国国民党中央委員会第四組、1972年4月）、28頁。

註35 同上書、7頁。

註36 前掲「四月間保衛釣魚台主権運動紀要」、27～8頁。

註37 「中央日報」1971年2月24日。前掲劉源俊論文、45頁。

註38 「中央日報」1971年3月16日。楊振寧、項武忠等はさらにニクソン大統領及び議会に宛てた尖閣の領有主権を訴える公開状を、1971年5月23日にニューヨークタイムズに連名で掲載し、沖縄返還で尖閣列島が日本領土に編入されることを強く抗議している。"An open letter to President Nixon and members of the Congress" THE NEW YORK TIMES,1971.5.23。

註39 「中央日報」1971年3月19日。「台湾新生報」1971年4月10日。

註40 「中国時報」1969年11月12日。「中央日報」1970年11月20日。

註41 緒方貞子『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年8月）、

46頁。

註42　前掲劉源俊論文、44～7頁。

註43　同上論文、46～7頁。

註44　同上論文、49頁。

註45　「中国時報」1971年4月10日。

註46　「華僑日報」1971年4月11日。

註47　呉瓊恩「従保釣運動看当前青年思想問題」（『中華雑誌』第183号、1978年10月）、47～8頁。

註48　緒方貞子前掲書、52頁。

註49　邱垂亮「幾個不同角度看留美学生的保釣運動」（『人與社会』第6巻3期、1978年8月）、39頁。

註50　「全美中国同学反共愛国會議籌備会的一封公開邀請信」（『中華雑誌』第100号、1971年11月）、11頁。「中央日報」1971年12月27日。

註51　劉源俊前掲論文、50頁。

註52　李永熾監修『台湾歴史年表』（業強出版社、1994年12月）参照。

註51　伊藤潔『台湾』（中公新書、1994年12月）、168頁

註52　義客「台大学生絶食抗議釣魚台国恥記」（『中華雑誌』第107号、1972年6月）、43頁。

註53　「中国時報」1975年5月16日。

註54　馬英九「釣魚台列嶼主権争議的回顧與展望」（『海峡評論』第72期、1996年12月）、12頁。

註55　「人民日報」1992年2月26日。

註56　「台湾新生報」1998年1月3日。

註57　「琉球新報」1995年2月25日。

註58　「沖縄タイムス」1996年10月9日。